



議案第十二号

三朝町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の
一部改正について

三朝町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十六年三月十一日

三朝町長 松村喬成

昭和五十六年三月廿三日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

三朝町条例第 号

三朝町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の

一部を改正する条例

三朝町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和四十五年三朝町条例第三十号）の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第十二条関係）

階級	年報報酬
団長	九五〇〇〇円
副団長	四〇〇〇〇円
地区団長	四〇〇〇〇円
地区副団長	四〇〇〇〇円
地区本部長	二八五〇〇円

分 団 長	一 五 〇 〇 〇 円
副 分 団 長	一 四 〇 〇 〇 円
班 長	一 三 〇 〇 〇 円
副 班 長	一 二 〇 〇 〇 円
団 員	一 〇 〇 〇 〇 円

別表第二中「二七〇〇円」を「二九〇〇円」に改める。

附 則

この条例は、昭和五十六年四月一日から施行する。